

# カイロプラクティック事業所における 新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

2020年10月20日 発行

第1版

カイロプラクティック制度化推進会議

## 目次

はじめに	1 ページ
<b>I. 新型コロナウイルス感染症の基礎知識</b>	
A. 新型コロナウイルスの概要	2 ページ
B. 新型コロナウイルス感染症の特徴	2 ページ
<b>II. カイロプラクティック事業所における感染症対策</b>	
A. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針	3 ページ
B. 事業所の営業に関する具体的な感染症対策	
1. 事業所店舗における対応	4 ページ
2. お客様への対応	6 ページ
3. スタッフの健康管理	8 ページ
4. 緊急時の対応について	9 ページ
おわりに	10 ページ
<b>【参考資料】</b>	
	11 ページ

## はじめに

2019年12月に中国湖北省武漢市で発生した、新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで世界的な感染拡大を引き起こし、私たちの生活を一変させてしまいました。

日本では、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が7都府県を対象に発令され、翌週の16日には全都道府県へと対象が拡大しました。その後、全国的な「自粛」と「予防」の努力によって、国内の感染者数は減少へと転じ、5月14日には39県で緊急事態宣言を解除、21日には関西2府1県で解除され、25日の首都圏1都3県と北海道の解除によって、全国すべての緊急事態宣言が解除されるに至りました。

とはいえ、25日の安倍首相の記者会見では、今後また感染拡大に転じた場合「最悪の場合には、残念ながら2度目の緊急事態宣言の可能性もある」との見解が示され、感染防止策を講じつつ社会経済活動を段階的に本格化させるための「新たな日常をつくり上げること」の重要性が示されました。

この度、カイロプラクティック制度化推進会議は、カイロプラクティック事業所における「新たな日常」として、お客様、施術者やスタッフを感染症から守りながら、これまでの営業自粛から通常営業への再開を目指す際に求められる感染症対策をまとめ、ガイドラインとして発表することになりました。

全国のカイロプラクティック事業者の皆様（または、類似した徒手療法事業者の皆様）には、ご高覧の上、政府方針の趣旨・内容を十分に理解された上で、本ガイドラインに示しております「感染症対策のための基礎知識」と「講じるべき感染症対策」を参考に、必要に応じて、個々の事業様態に合わせた創意工夫を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）」による、所謂「新しい生活様式」や、公表されている行政機関や専門家会議の資料、他業種の感染症拡大防止対策を参考に作成しましたが、新型コロナウイルスの感染状況は未だ将来的な予想が困難で、第二波の到来による感染の再拡大による対策の厳格化や、逆に更なる緩和が必要となる可能性もありますので、今後も政府の方針に従い、適宜、必要な見直しをおこなう予定としております。

2020年5月31日

カイロプラクティック制度化推進会議  
座長 伊佐 和敏

# I. 新型コロナウイルス感染症の基礎知識

カイロプラクティック事業所における新型コロナウイルス感染症対策を効果的に実施するためには、医学的根拠に基づいた基礎知識を有しておくことが望ましい。新型コロナウイルス感染症を正確に知ることで、感染症対策として必要な措置を正しく講じてもらいたい。

## A. 新型コロナウイルスの概要

新型コロナウイルス感染症対策を実施するにあたり、公益社団法人 日本医師会「新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド（第1版 2020年4月30日）」を参考に、新型コロナウイルスの概要を以下にまとめる。

### 1. 感染経路

- 感染している人の咳や会話によって生じる「しぶき」を吸入したり（飛沫感染）、ウイルスが含まれる喀痰や唾液などに接触した手で口や鼻、目を触ったり（接触感染）することで感染する。さらに、特定の医療行為によってエアロゾルが発生し、空気感染する可能性が指摘されている。

### 2. 潜伏期間と感染性

- 新型コロナウイルスに感染した場合の潜伏期間は、1～14日で、確定した患者のうち97.5%が11.5日以内に発症したと報告されている。
- 新型コロナウイルスの排出は、発症する2～3日前より始まり、発症直後に感染力が最も強く、発症後8日で感染力は大幅に低下すると報告されている。なお、発症後7日以降はPCR検査が陽性であっても、ウイルス培養では陰性であり活性は認められないとの報告がある。
- 鼻咽頭には症候性患者と無症状感染者とでは同等のウイルス量が認められており、無症状であっても感染力があると示唆されている。

### 3. 症状

- 典型的な初発症状はないが、発熱、乾性咳嗽、頭痛、筋肉痛、悪心（嘔吐なし）が比較的多くみられる症状で、強い嗅覚・味覚障害、倦怠感、下痢、などを伴うこともある。
- 一般的に呼吸困難を認める場合は、ウイルス性肺炎を発症しているものと推測されるが、発症平均8日後に出現することが多い。しかし、CTなどで検出される自覚症状のない肺炎の存在も多数指摘されており、肺炎自体はより早期に生じている可能性がある。
- さらに、急性呼吸性窮迫症候群（ARDS）や敗血症性ショックなどを合併して多臓器不全に至ることがある。この場合、人工呼吸器やECMOなど高度医療へと移送しなければ、数時間で死亡する。
- 一方、すべての感染者が発症するわけではなく、無症状のまま推移する例も存在する。

## B. 新型コロナウイルス感染症の特徴

新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（5月25日変更）」より、カイロプラクティック事業所に影響する新型コロナウイルス感染症の特徴を以下に抜粋する。

- 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確

保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。

- 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- これまで、繁華街の接待を伴う飲食店等、ライブハウス、バー、スポーツジムや運動教室等の屋内施設においてクラスターが確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が見受けられる状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

## II. カイロプラクティック事業所における感染症対策

カイロプラクティック事業所における感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）」に記された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」に沿って、以下の通り実施を求める。

### A. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

カイロプラクティック事業所における感染症対策の目的は「事業所内にウイルスを紛れ込ませない」ことであり、有効な対策は「事業所における手洗い・消毒の徹底」であろう。これを実現するための基本方針を、新型コロナウイルス感染症の基礎知識を踏まえた上で、前出の「三つの密」に擬えて以下にまとめる。

- ①「密閉空間」を避ける
  - 事業所内は施術室、待合室、スタッフルームも含め原則密閉空間であるため、窓やドアの開放など（1～2時間に、5～10分程度）でこまめな換気をおこなう。
  - 換気の際には、スムーズに空気が入れ替わるよう窓やドアを開放し、2方向に換気・吸気ができるようするなどして、十分な換気量を確保する。
  - 空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機等の設備を使用する。
  - 可能であれば常時運転可能な換気装置を設置する。
- ②「密集場所」を避ける
  - 事業所内で、お客様同士が近接しないよう予約時間や予約人数を調整する。
  - 接客は最少人数のスタッフで対応し、事業所運営も最少人数のスタッフで対応する。
  - スタッフ間のソーシャルディスタンス（できるだけ2mを目安に最低1mを確保する）を保つ。
- ③「密接場面」を避ける
  - 事業所内は、お客様の皮膚に直接触れる様々な器具や用具をスタッフが使用するケースが考えられる。ウイルスは皮膚から直接感染するわけではないが、飛沫等で汚染する可能性があるため、器具や用具の消毒を徹底する。
  - 可能であれば、器具や用具は使い捨てのものに変更する。
  - 事業所スタッフとお客様の飛沫が、お互いに直接接触しない工夫を最大限おこなう。具体的には、可能な限りお客様にもマスクの着用を促し、スタッフはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなどの防護器具を使うことも考えられる。
  - 施術前後の手洗いを徹底し、施術内容によっては手袋などの装着も検討する。

- お客様の飛沫が触れたと考えられる用具等を片付ける際には、手袋を装着することが望ましい。また、手袋を外した後でも手洗い・手指衛生を徹底する。

## B. 事業所の営業に関する具体的な感染症対策

カイロプラクティック事業所の営業に関して、具体的な感染症対策を以下にまとめる。

### 1. 事業所店舗における対応

#### ① 事業所店舗入口

- 手指消毒剤を配置し、入店時の消毒の徹底を促す。
- 欧米では、靴底が新型コロナウイルスを運んでいるとの研究がある。事業所にウイルスを紛れ込ませないために、玄関の床面、靴（靴底）、下駄箱などの清掃、消毒を通常以上に徹底する。
- お客様が触れる箇所は、お客様来店毎に、あるいは1時間に1回の頻度で消毒する。
- 入口前に「お客様への注意喚起」（7ページの参考例を参照）を掲示し、事業所内での感染症対策への理解と協力を求める。

#### ② お客様の来店時

- 来店されるすべてのお客様にマスクの着用をお願いする。
- 来店されるすべてのお客様に「お客様への注意喚起」の資料を基に確認をおこなう。
- 状況によっては、来店されたお客様の体温を体温計などで確認する。
- 「お客様への注意喚起」に該当する場合は、ご理解をいただいたうえで、お帰りいただくよう徹底する。
- 高齢のお客様については、より慎重で徹底した対応をおこなう。

#### ③ 事業所店舗内

- 事業所店舗での感染症対策や注意事項をポスターなどで掲示し、お客様への周知に努める。
- お客様同士の感染を防ぐため、待合の椅子の配置などでソーシャルディスタンスを確保するよう工夫する。
- 複数のお客様が入り出す場所や各コーナーの清掃、消毒を通常以上に徹底する。
- 出入り口のドアノブ、テーブル、椅子など不特定多数が触れる箇所はお客様のご来店毎に消毒を実施する。
- 清掃の際、忘れられがちな場所として床面があげられる。唾液などの飛沫が床に落ち、舞い上がって感染するという指摘があるため、床の拭き掃除を徹底する。
- 清掃時には使い捨て手袋を着用する。
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録を設置し、保存を徹底する。
- 接客時及びヒアリング時にはお客様と対面で座らず、ソーシャルディスタンスの確保を心がける。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。また、極力スタッフとお客様の両者がマスクを着用する。
- 従業員は、マスクの着用及び眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなどの器具を使用し、お客様にもマスクの着用を促す。
- トイレ内に、蓋をしてからトイレを流すよう注意書きを掲示する。
- トイレや手洗い設備の水道など、不特定多数が触れる箇所について、お客様毎の消毒、または最低1時間に1度の頻度での消毒をおこなう。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- カップやグラス等、直接、お客様の手や口が触れるものは、特に洗浄・消毒を徹底する。もしくは、使い捨てのものを使用する。

- 清掃用具の消毒、管理を徹底し、雑巾は使い分けるなどして衛生的な工夫をする。
  - 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
  - ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒または手洗いをおこなう。
- ④ 施術に関わる器具、用具、備品類
- 施術用ベッド、施術者用椅子、補助用具、施術機器等は、使用の都度消毒する。
  - 使用済みの備品は必ず消毒をする。
  - お客様の皮膚や毛髪に直接接する器具、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法（化学的及び物理的消毒法）で、お客様毎に消毒済みの物と交換をおこなう。
  - まくら当て、シーツは極力使い捨ての紙製品とし、お客様毎に取り替える。
  - お客様用の施術着は極力紙製品を使用し、すべて使い捨てとする。
  - その他お客様に接するリネン類は、お客様毎に消毒済みのものと交換し、消毒した後、洗剤を用いて洗濯をおこなう。また、リネン類の衛生措置は、素材に合わせた消毒をおこなう。また、お客様毎に全て消毒が徹底されていることが必要なため、「消毒済み・未使用のもの」と「使用済みのもの」を、明確に分けて保管（文字の色を変えるなど誰が見ても一目でわかるように表示するなど）する。
  - 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てること。また、ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄する。
  - ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒または手洗いをおこなう。
  - 器具及び布片類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを明確に区別し、それぞれ一定の容器に収める。
- ⑤ 施術者
- 施術の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒をおこなう。手指消毒は、よりこまめにすることを心がける。
  - マスクを正しく装着し、装着中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する。
  - マスクを装着していてもお客様と近づき過ぎないように配慮する。
  - マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒をおこなう。
  - 施術作業中は、清潔なユニフォームを着用する。消毒、洗濯を最低でも毎日おこなうこととし、万一、お客様の「咳」や「くしゃみ」が曝露した場合は、ただちに別のユニフォームに取り替える。
  - 眼鏡・ゴーグルやフェイスガード等を使用して、目への飛沫の侵入を防ぐ。
  - お客様毎に手洗いを徹底する。お客様の使用したタオルやリネンの除去の際にはゴム手袋等を使用する。新しいタオルやリネンの交換の前には、手洗いを実施する。
  - 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、以後他のお客様の施術はしないで直ちに事業所の管理責任者に報告し指示を仰ぐ。
- ⑥ 事業所店舗内の換気
- お客様毎、または1～2時間ごとに、5～10分程度窓やドアを開けて事業所店舗全体の空気を入れ換える。
  - 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気量を確保する。また、空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備える。
  - 施術室及び施術室に準ずる部屋は、お客様毎に換気をおこなう。
- ⑦ レジ及び金銭授受
- 対応前後には必ず手洗いまたは手指消毒をおこなう。

- お客様の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておく。
  - 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ・ペン等も使用毎に消毒をおこなう。
  - お客様との直接的な接触を避けるため、現金やクレジットカードはキャッシュトレイに置いて授受をおこなう。
  - 現金も感染源となる可能性が指摘されているため、可能な限りキャッシュレス決済を導入する。
- ⑧ その他高頻度接触部位の消毒
- タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒をおこなう。
  - 事業所内エリアおよびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒または除菌をおこなう。
- ⑨ スタッフの休憩スペース
- 共有するテーブルやイス等は定期的（使用前後等）に消毒し、換気に努める。
  - 一度に休憩する人数を減らし、お互いにソーシャルディスタンスの確保を心がける。また、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気をつける。
  - 入室前と退室後には手洗いまたは手指消毒をおこなう。

## 2. お客様への対応

お客様へ来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時は来店を控えて頂くなど、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求める。

「三つの密」の回避や「新しい生活様式」の徹底などについてお客様に積極的に説明し、理解いただけるよう努める。

### ① 正しい情報の確認

お客様へ情報提供をおこなう目的として、正しい知識の普及がお客様を守り、事業所スタッフを守り、地域を守ることに繋がることを常に意識する。提供する情報は精査し、ファクトチェック（真偽の検証）により事実に基づいた情報であることを確認し、個人の意見や見解などで、根拠が示されていない情報を拡大させてはならない。

- 感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要となる。各地区の感染の現状には、以下の厚生労働省サイト、あるいは地元自治体の情報を参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000628917.pdf>

- 国内の感染状況は以下厚生労働サイトでこまめに確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)

なお、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については、常に変化しているので、以下の外務省サイトを参照し、最新の情報の把握に務める。

- 外務省海外安全情報

<https://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>

- 各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country\\_count.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html)

### ② 店舗における注意喚起

店舗におけるお客様への注意喚起については、各事業所の立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮したうえで、それぞれに適切な



注意喚起をおこなう。

注意喚起の例を提示するので、以下を参考に、各店舗での実施を求める。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当店舗では消毒などの対策を徹底しておりますが、お客様にもご協力をお願いしております。

ご来店の際には、以下についてご理解・厳守いただき、必ずマスク着用にてご来店いただきますようお願い申し上げます。

次の項目のいずれかに該当するお客様は、ご来店をお控えください。

気になる点がございましたら、まずは電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。

- 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
- 熱がある方
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
- 咳、痰、または胸部に不快感のある方
- 強い味覚・嗅覚障害がある方
- 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があります。

カイロプラクティック事業所来店の可否について主治医にご相談の上ご来店ください。

地域の学校で学級（学校）閉鎖などが行われた際には、乳幼児・児童・中学生及び高校生の方を同伴されてのご来店はご遠慮ください。

### ③ 接客・ヒアリング時の注意点

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染地域や感染者とその家族に対して不当な差別や誹謗中傷が蔓延しているため、ご自身の健康状態に不安があっても正直に話してもらえない可能性が予想される。

お客様対応の際には、話しやすい関係性や雰囲気醸成に努めるなどして、正確な情報を提供いただけるように、しっかりとヒアリングをおこなう。

### ④ 通常営業時からの変更事項の周知

事業所の感染症対策として、スタッフがマスクなどを着用していることや営業時間の変更、あるいは特定メニューの提供中止などがある場合は事前に告知しておく。

スタッフの健康管理や生活維持もカイロプラクティック事業所にとっては重要な責務であり、また、物流の乱れによっては、取扱商品の在庫や納品に支障が生じる可能性もある。そのような場合は、事前にお客様に周知しご理解を得る。

### ⑤ 予約キャンセルへの対応

通常時に比べ、感染の不安から予約キャンセルの問い合わせが増えることが想定されるため、感染防止対策の徹底状況をお客様に説明できるようスタッフ間で共有しておく。

- 感染の不安からの予約キャンセル等には柔軟に対応する。その場合のキャンセル料は、通常よりも低くするか無償とするか等、事前に検討しておく。

- 回数券やコース契約等の場合、感染症関連の理由により来店ができないお客様に対しては、キャンセル料の緩和もしくは無償化及び役務提供期間の延長などにより、お客様の不利益にならないような対応を事前に検討し告知する。
- 回数券やコース契約等の「中途解約」への対処
  - ◇ 事業所が休業した場合は、休業期間分について役務提供期間の延長を行うなどの措置を講じること等を事前に検討し、休業時にすぐにお客様に告知できるよう準備する必要がある。
  - ◇ お客様から「中途解約」の申し入れがあった場合は、特定商取引に関する法律により無条件にて手続きをおこなうこととなっているため、必ず対応する。

#### ⑥ 事業所のお客様の中から感染者が発生した場合の情報開示

感染者が発生した際の他のお客様への連絡方法について事前に確認する。そのためにはできるだけ連絡先などを聞いておく。

連絡の範囲・内容等については、保健所等の行政機関の指示に従うことをお客様に周知し理解を得る。感染した本人以外のお客様に関する情報も、保健所等の要請により行政に報告する必要があることについても、あらかじめお伝えしておくこと。なおその他の目的には使用しない旨も同時にお伝えする。

### 3. スタッフの健康管理

お客様とスタッフを守るため、スタッフの健康管理を徹底する。万一、新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合でも、不当な扱いをしてはならない。

#### ① スタッフ全員の執務前後の体温チェックを徹底する

- 熱がある場合は即刻出勤停止とする。
- 出勤時と退勤時に体温と体調をチェックし、その結果を記録し上長が確認する手順を徹底する。

#### ② 本人に以下の症状及び感染者との濃厚接触等があることが判明した場合

- ◇ 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある。
- ◇ 熱がある。
- ◇ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- ◇ 咳、痰、または胸部に不快感がある。
- ◇ 強い味覚・嗅覚障害がある。
- ◇ その他新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状がある。
- 即刻出勤停止とする。
- 他のスタッフ、およびお客様との接触について正確な実態を把握する。
- 保健所に連絡し、指示を仰ぐ。
- 個人情報の保護に充分留意し対応する。
- ※ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先をスタッフに周知しておくこと。

#### ③ 事業所休業や出勤停止の保障

- 事業所休業や出勤停止の際の賃金保障については各事業所の固有事案であるが、スタッフの発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる出勤停止の場合は、休業手当の支払いが必要ないことがあり得るものの、事業所側の判断での休業の場合は、休業手当の支払いが必要になることもあり得る。そのほか、スタッフの子どもが登校停止等になった場合の欠勤など、想定される複数のケースの対応の方向性を、あらかじめ事業所としてスタッフと十分に話し合っておくことが望ましい。
- 法令等の施行により、事業所がとるべき対応に変更を求められることも考慮し、常

に厚生労働省や都道府県、市町村のホームページをチェックし、対応をアップデートすることが望ましい。

④ スタッフの移動に関する感染防止対策

- 感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
- 出張は、やむを得ない範囲にて実施する。
- 発症した時のため、接客以外にも誰とどこで会ったかの記録を残す。
- 事業所の所在地及びスタッフの居住地における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤時間帯を配慮する。
- 新型コロナウイルスに限らず、以下厚生労働省「感染症の範囲及び類型について」に記載されている各種感染症への感染が疑われる場合も施術に従事しない。

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000040509.pdf>

#### 4. 緊急時の対応について

お客様に関する感染情報に接した場合の対処を徹底する。

① 保健所への報告

- お客様に関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示をおこなう。
- 保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合があるため、自分の事業所所在地の所轄保健所の確認をしておく。
- 特に感染者あるいは感染が疑われるお客様の到着時間からお帰りの1時間後くらいまでに、同じ時間帯にご来店されていたお客様をリストアップし、報告できるようにする。
- 感染防止のため関係各所への報告をおこなうが、お客様のプライバシー及び個人情報の保護も重要であるため、各事業所で情報公開ポリシーを定めて開示しておき、あらかじめお客様にご理解いただいております。
- 万一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来店されたすべてのお客様の名簿を適正に管理する。

② 保健所の指示に従った上で早い段階で休業を決定し、関係者への周知を図る。

- あらかじめ、コース契約（特定継続的役務提供契約）を締結しているお客様に対しての役務提供期間の延長や中途解約などの対応等についての、事業所の方針を決めておく。

③ 感染者利用などの判明により同時帯に来店していたお客様への連絡、あるいは逆のケースとしてお客様から自分が利用していた月日や時間の問い合わせなどが集中するケースが考えられることから、現場負担が多くなること想定と、発生した場合の対応の事前検証が望ましい。

④ 行政から関連者リストの提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順など具体化しておくことが望ましい。また、行政に提供される情報と提供されない情報について、お客様にご理解いただいております。

⑤ 休業期間については、所管保健所との意思疎通に留意する。

⑥ 施設汚染が発生すると専門業者による施設の消毒が求められるため、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておくことが必要。

## おわりに

カイロプラクティック事業所は、施術において直接的にお客様と接触するため、感染症リスクが高いように誤解されがちですが、それどころか、ほとんどの事業所が予約制であるため、不特定多数が来店する他業種に比べて、有効な感染症対策が講じ易く、本ガイドラインに準じて対策を講じていただければ、感染症リスクはかなり低いと言えるでしょう。

とは言え、どれだけ対策を講じても、感染症が発生する可能性は残ります。それは、どのような職種でも同じです。重要なことは、万一感染症が発生した場合にも、適切な対応と情報公開によって最小限の被害で封じ込めることです。各事業所単位で、日頃から準備を整えておいてください。

また、私たち事業者が取り組む感染症対策は「感染させない」ためのものですが、それとは別に、お客様や事業所スタッフには、様々な感染症や病気に打ち勝つための免疫力を高める日々の努力に取り組んでいただきたいです。

本ガイドラインの発行に際して、監修の星旦二先生より「万が一感染しても発病しないための対応は、人に備わっている免疫機能を発揮することであり、バランスの取れた栄養摂取と共に、お腹を冷やさないで腸内細菌の活性化を図ることや深い睡眠を確保することが大切である。さらに、発病したとしても重症化せずにかつ死亡に至らせないための取り組みも不可欠であることにも配慮していただきたい。」とのコメントをいただいています。

星先生のご指摘の通り「発病させない」「重症化させない」対策によって、万一ウイルスに感染してしまったとしても、多くの人が重症化することなく回復できるなら、それほど恐れることなく通常の社会生活に戻ることができます。これら全ての対策が、今後の社会生活には重要で必要不可欠なものになるでしょう。

最後に、カイロプラクティック制度化推進会議は、本ガイドラインが、カイロプラクティックに限らず、徒手療法全般の事業所での感染症対策に役立つことを望みます。私たちは、人の健康に携わる業種であり、自ら率先して感染症対策に取り組む責任を、お客様や社会に対して負っています。

業界として、お客様と事業所スタッフの健康を守るためにも、各自が自覚と責任感を持って、本ガイドラインを参考に、感染症対策に沿って適切な衛生管理を励行し、万全の体制での運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

2020年10月20日  
カイロプラクティック制度化推進会議  
事務局長 山田 雄次

監修：星 旦二 先生／公衆衛生学・医師  
東京都立大学 名誉教授

## 【参考資料】

首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)

外務省 海外安全ホームページ  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

東京都 事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン  
～「新しい日常」の定着に向けて～  
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>

日本医師会 新型コロナウイルス感染症 外来診療ガイド  
[http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel\\_corona/shinryoguide\\_ver1.pdf](http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/shinryoguide_ver1.pdf)

日本鍼灸師会 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン  
[https://www.harikyu.or.jp/wps89n/wp-content/uploads/2020/05/0507\\_guideline.pdf](https://www.harikyu.or.jp/wps89n/wp-content/uploads/2020/05/0507_guideline.pdf)

日本エステティック機構 日本エステティック振興協議会  
エステティックサロンにおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン  
<http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/313020200521.pdf>

カイロプラクティック制度化推進会議 業界自主規制  
<http://clpc.jp/self%20regulation.pdf>